

指定に係る特定農林水産物等審査要領

平成28年12月22日付け28食産第3960号食料産業局長通知

第1 目的

この要領は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第28条の規定による指定及び法第31条の規定による指定の変更の審査を行うに当たって準拠すべき方法等を定め、審査の公正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

第2 法第28条の規定による指定

1 指定をすることができる場合

農林水産大臣は、法に基づく特定農林水産物等の名称の保護に関する制度と同等の水準にあると認められる特定農林水産物等の名称の保護に関する制度（以下「同等制度」という。）を有する外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）であって、

① 当該外国が、我が国との間で、同等制度により我が国の特定農林水産物等の名称を保護すべきものとされており、かつ、我が国が法により当該外国の特定農林水産物等の名称を保護すべきものとされていることをその内容に含む条約その他の国際約束を締結しており、

② ①に係る我が国の特定農林水産物等の名称について、その適切な保護を我が国又は当該特定農林水産物等に係る登録生産者団体が当該外国の権限のある機関に要請した場合には、必要な措置を講ずると認められる

場合に、①に係る当該外国の特定農林水産物等について、指定をすることができる。

なお、指定前における手続については、当該外国と①の条約その他の国際約束が締結される十分な蓋然性が認められる場合に開始するものとする。

2 指定前の公示の前の審査

(1) 名称の審査

ア 指定をしようとする外国の特定農林水産物等の名称が、法第29条第1項第2号ロに該当するか否かについて、別添1の「指定対象特定農林水産物等名称審査基準」（以下単に「指定対象特定農林水産物等名称審査基準」という。）第2に従い、審査を行う。

イ 指定をしようとする外国の特定農林水産物等の名称が法第29条第1項第2号ロに該当する場合には、法第29条第2項に規定する商標権者等の承諾について、書面により確認を行うものとする。

ウ 指定対象特定農林水産物等名称審査基準の第2・1・(1)に規定する商標登録出願に係る審査中の出願商標がある場合には、当該出願商標の登録の可否が明らかになるまで法第29条第1項第2号ロに該当するか否かについての審査を留保し、その他の審査手続及び公示手続を進めるものとする。

(2) 区分の審査

指定をしようとする外国の特定農林水産物等の区分の審査に当たっては、別添2

の「指定対象特定農林水産物等審査基準」（以下単に「指定対象特定農林水産物等審査基準」という。）に従い、審査を行う。

（3）その他の審査の実施

指定をしようとする外国の特定農林水産物等が法第29条第1項第1号に該当するか否か並びに指定をしようとする外国の特定農林水産物等の名称が同項第2号イ又は同号ハに該当するか否かの各審査については、後記2及び3の各手続が終了した後に行うものとする。

3 指定前の公示

法第24条の規定による指定前の公示は、①から⑩までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載することによって行う。

- ① 指定前の公示の番号
- ② 指定をした場合に締約国の名称として公示されることとなる国の名称
- ③ 特定農林水産物等の区分
- ④ 特定農林水産物等の名称
- ⑤ 特定農林水産物等の生産地
- ⑥ 特定農林水産物等の特性、生産の方法その他の当該特定農林水産物等を特定するために必要な事項
- ⑦ 法第29条第1項第2号ロ該当の有無
- ⑧ 法第29条第1項第2号ロに該当する登録商標の概要（商標権者の氏名又は名称、登録商標、指定商品又は指定役務、商標登録の登録番号、商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日、専用使用権者の氏名又は名称、商標権者等の承諾の年月日）
- ⑨ 公示の年月日
- ⑩ 法第25条の規定による意見書提出期間

4 意見書の提出

- （1）前記2の公示があった特定農林水産物等の指定をすることについて意見書が提出された場合、当該公示の日の翌日から起算して3か月以内に提出された（農林水産省への到着をもって提出とする。後記（2）において同じ。）ものであるか否か、当該意見書が特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第58号。以下「規則」という。）別記様式第10号により作成されているか否かについて、確認を行う。
- （2）提出された意見書が公示の日の翌日から起算して3か月以内に提出されたものでない場合又は規則別記様式第10号により作成されていない場合には、当該意見書の提出を法第25条の規定による意見書の提出としては取り扱わないものとする。

5 審査

（1）審査の実施

ア 審査は、農林水産省食料産業局知的財産課（以下単に「知的財産課」という。）

の審査担当者（以下単に「審査官」という。）が行うものとする。

イ 審査官が法第24条の規定による公示に係る特定農林水産物等（以下「指定対象特定農林水産物等」という。）についての指定をすることについて利害関係を有するときは、当該審査官に当該指定に係る審査を担当させてはならない。

(2) 審査の基準

ア 指定対象特定農林水産物等が法第29条第1項第1号に該当するか否かの審査は、「指定対象特定農林水産物等審査基準」に従って行うものとする。なお、その審査に当たっては、指定をしようとする外国の特定農林水産物等が、当該外国の同等制度のもとで、地理的表示としての必要な審査が実施されていることに留意する。

イ 指定対象特定農林水産物等の名称が法第29条第1項第2号に該当するか否か及び同条第2項に該当するか否かの審査は、指定対象特定農林水産物等名称審査基準に従って行うものとする。

ウ 第2・2・(1)・ウにおいて、法第29条第1項第2号ロに該当するか否かについての審査を留保した場合には、当該審査を指定対象特定農林水産物等名称審査基準第2に従って行うものとする。

なお、同項に規定する出願商標の登録の可否が引き続き明らかになっていない場合には、当該登録の可否が明らかになってから当該審査を行うものとする。

6 学識経験者の意見の聴取

(1) 審査官は、前記5の審査を終えた後、前記2・(1)の名称の審査を再度経た上で、法第27条第1項及び同条第2項の規定による学識経験者の意見聴取を行うものとする。

この場合において、当該意見聴取は、食料産業局長が別に定める意見聴取要領（以下単に「意見聴取要領」という。）に従って行うものとする。

(2) 前記(1)の意見聴取における意見については、必要に応じて前記1の①の条約その他の国際約束の締結が見込まれる外国に照会するものとする。

(3) 前記(1)の意見聴取の結果、なお意見を聴取する必要があると認める場合には、改めて学識経験者からの意見聴取を行うものとする。また、意見聴取を終えた後であっても、事情の変更等により必要と認める場合には、再度、学識経験者の意見聴取を行うものとする。

7 公示後の実質的な変更

(1) 前記3の指定前の公示があった後、法第23条第2項各号に掲げる事項に実質的な変更があった場合は、規則第23条の規定に基づき、前記3から6までの手続を行うものとする。

(2) 前記(1)の場合における前記3の指定前の公示は、①から⑦までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載することによって行う。

① 指定前の公示の番号

- ② 指定をした場合に締約国の名称として公示されることとなる国の名称
- ③ 特定農林水産物等の区分
- ④ 特定農林水産物等の名称
- ⑤ 再公示をする旨及び実質的な変更がされた事項
- ⑥ 再公示の年月日
- ⑦ 法第25条の規定による意見書提出期間

8 指定

(1) 審査結果の取りまとめ

審査官は、前記6の学識経験者の意見の聴取の後、審査の結果を取りまとめるものとする。

審査官は、指定対象特定農林水産物等の名称と同一又は類似の商標が商標登録を受けることがないよう、前記6の学識経験者の意見の聴取の後、速やかに審査の結果を取りまとめなければならない。

(2) 指定

審査の結果、法第29条第1項第1号及び第2号に掲げる指定をしてはならない場合に該当しない場合には、①から⑧までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載して公示を行う。

- ① 指定番号及び指定の年月日
- ② 指定に係る締約国の名称
- ③ 指定に係る特定農林水産物等の区分
- ④ 指定に係る特定農林水産物等の名称
- ⑤ 指定に係る特定農林水産物等の生産地
- ⑥ 指定に係る特定農林水産物等の特性、生産の方法その他の当該特定農林水産物等を特定するために必要な事項
- ⑦ 法第29条第1項第2号ロ該当の有無
- ⑧ 法第29条第1項第2号ロに該当する登録商標の概要(商標権者の氏名又は名称、登録商標、指定商品又は指定役務、商標登録の登録番号、商標権の設定の登録(当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録)の年月日、専用使用権者の氏名又は名称、商標権者等の承諾の年月日)

第3 法第31条の規定による指定の変更

1 指定の変更の前の公示の前の審査

(1) 軽微事項の有無の審査

ア 指定の変更の対象となる事項が規則第25条第1項に掲げる軽微な事項であるか否かについての審査を行う。

イ 指定の変更の対象となる事項が規則第25条第1項に掲げる軽微な事項である場合には、当該事項については、後記3及び5の手続は行わないものとする。

ウ 指定の変更の対象となる事項が規則第25条第1項に掲げる軽微な事項である場合においては、後記2の公示は、後記6・(2)の公示と同時に行うものとする。

(2) 名称の審査

ア 指定の変更の対象となる事項が指定に係る特定農林水産物等の名称である場合、指定の変更に係る変更後の名称が、法第29条第1項第2号ロに該当するか否かについて、指定対象特定農林水産物等名称審査基準の第2に従い、審査を行う。

イ 指定の変更に係る変更後の特定農林水産物等の名称が法第29条第1項第2号ロに該当することが明らかである場合、法第29条第2項に規定する商標権者等の承諾を証明する書面の提出を求めるものとする。

ウ 指定対象特定農林水産物等名称審査基準の第2・1・(1)に規定する商標登録出願に係る審査中の出願商標がある場合には、当該出願商標の登録の可否が明らかになるまで法第29条第1項第2号ロに該当するか否かについての審査を留保し、その他の審査手続及び公示手続を進めるものとする。

(3) その他の審査の実施

指定の変更に係る変更後の特定農林水産物等が法第29条第1項第1号に該当するか否か並びに当該特定農林水産物等の名称が同項第2号イ又は同号ハに該当するか否かの各審査については、後記2及び3の各手続が終了した後に行うものとする。

2 指定の変更の前の公示

法第24条の規定による指定の変更の前の公示は、①から⑧までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載することによって行う。

- ① 指定の変更の前の公示の番号
- ② 指定番号及び指定の年月日
- ③ 指定に係る締約国の名称
- ④ 指定に係る特定農林水産物等の区分
- ⑤ 指定に係る特定農林水産物等の名称
- ⑥ 法第23条第2項第2号から第6号までに掲げる事項のうち変更に係るもの
- ⑦ 公示の年月日
- ⑧ 法第25条の規定による意見書提出期間（指定の変更の対象となる事項が規則第25条第1項に掲げる軽微な事項である場合を除く。）

3 意見書の提出

(1) 前記2の公示があった指定の変更について意見書が提出された場合、当該公示の日の翌日から起算して3か月以内に提出された（農林水産省への到着をもって提出とする。後記(2)において同じ。）ものであるか否か、当該意見書が規則別記様式第11号により作成されているか否かについて、確認を行う。

(2) 提出された意見書が公示の日の翌日から起算して3か月以内に提出されたものでない場合又は規則別記様式第11号により作成されていない場合には、当該意見書の提出を法第25条の規定による意見書の提出としては取り扱わないものとする。

4 審査

(1) 審査の実施

ア 審査は、審査官が行うものとする。

イ 審査官が指定の変更について利害関係を有するときは、当該審査官に当該指定の変更に係る審査を担当させてはならない。

(2) 審査の基準

ア 指定の変更に係る変更後の特定農林水産物等が法第29条第1項第1号に該当するか否かの審査は、指定対象特定農林水産物等審査基準に従って行うものとする。

イ 指定の変更に係る変更後の特定農林水産物等の名称が法第29条第1項第2号に該当するか否か及び同条第2項に該当するか否かの審査は、指定対象特定農林水産物等名称審査基準に従って行うものとする。

ウ 第3・1・(2)・ウにおいて、法第29条第1項第2号ロに該当するか否かについての審査を留保した場合には、当該審査を指定対象特定農林水産物等名称審査基準第2に従って行うものとする。

なお、同項に規定する出願商標の登録の可否が引き続き明らかになっていない場合には、当該登録の可否が明らかになってから当該審査を行うものとする。

5 学識経験者の意見の聴取

(1) 審査官は、法第27条第1項及び同条第2項の規定による学識経験者の意見聴取を行うものとする。ただし、指定の変更の対象となる事項が指定に係る特定農林水産物等の名称である場合には、前記4の審査を終えた後、前記1・(2)の名称の審査を再度経た上で、法第27条第1項及び同条第2項の規定による学識経験者の意見聴取を行うものとする。

これらの場合において、当該意見聴取は、意見聴取要領に従って行うものとする。

(2) 前記(1)の意見聴取における意見については、必要に応じて締約国に照会するものとする。

(3) 前記(1)の意見聴取の結果、なお意見を聴取する必要があると認める場合には、改めて学識経験者からの意見聴取を行うものとする。また、意見聴取を終えた後であっても、事情の変更等により必要と認める場合には、再度、学識経験者の意見聴取を行うものとする。

6 公示後の実質的な変更

(1) 前記2の指定の変更の前の公示があった後、法第23条第2項各号に掲げる事項に実質的な変更があった場合は、規則第23条の規定に基づき、前記2から5までの手続を行うものとする。

(2) 前記(1)の場合における前記2の指定前の公示は、①から⑧までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載することによって行う。

① 指定の変更の前の公示の番号

- ② 指定番号及び指定の年月日
- ③ 指定に係る締約国の名称
- ④ 指定に係る特定農林水産物等の区分
- ⑤ 指定に係る特定農林水産物等の名称
- ⑥ 再公示をする旨及び実質的な変更がされた事項
- ⑦ 再公示の年月日
- ⑧ 法第25条の規定による意見書提出期間

7 指定の変更

(1) 審査結果の取りまとめ

審査官は、前記5の学識経験者の意見の聴取の後、審査の結果を取りまとめるものとする。

審査官は、指定の変更の対象となる事項が指定に係る特定農林水産物等の名称である場合には、当該指定の変更に係る変更後の指定に係る特定農林水産物等の名称と同一又は類似の商標が商標登録を受けることがないよう、前記5の学識経験者の意見の聴取の後、速やかに審査の結果を取りまとめなければならない。

(2) 指定の変更

審査の結果、法第29条第1項第1号及び第2号に掲げる指定をしてはならない場合に該当しない場合には、①から⑥までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載して公示を行う。

- ① 指定の変更の年月日
- ② 指定番号及び指定の年月日
- ③ 指定に係る締約国の名称
- ④ 指定に係る特定農林水産物等の区分
- ⑤ 指定に係る特定農林水産物等の名称
- ⑥ 法第23条第2項第2号から第6号までに掲げる事項のうち変更に係るもの

第4 審査資料等

審査官は、指定又は指定の変更に関して、提出された意見書、学識経験者の意見の聴取に関する資料その他審査資料を保管するものとする。

第5 指定を受けた特定農林水産物等に関する証明の請求

指定を受けた特定農林水産物等に関する証明を求められた場合には、別記様式1により、指定の証明を行うものとする。

附 則

この要領は、平成28年12月26日から施行する。

別記様式1 指定の証明

別記様式 1

特定農林水産物等の指定の証明

下記のとおり、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第23条第1項の指定がされていることを証明する。

記

- 1 指定番号及び指定の年月日
- 2 指定に係る特定農林水産物等の区分
- 3 指定に係る特定農林水産物等の名称

年 月 日

農林水産省食料産業局知的財産課長

【別添の一覧】

別添 1 指定対象特定農林水産物等名称審査基準

別添 2 指定対象特定農林水産物等審査基準

別添 1

指定対象特定農林水産物等名称審査基準

第 1 法第29条第 1 項第 2 号イ該当性の基準

- 1 普通名称とは、その名称が我が国において、特定の場所、地域又は国を生産地とする農林水産物等を指称する名称ではなく、一定の性質を有する農林水産物等一般を指す名称（例：さつまいも、高野豆腐、カマンベールチーズ、伊勢えび等）をいう。

なお、農林水産物等の生産地の範囲に争いがある名称であっても、当該生産地に地理的限定があることが明らかな場合は、普通名称に含まれないものとする。

- 2 以下の名称は、1の普通名称に該当するものとする。
 - (1) 普通名称を漢字、仮名文字（平仮名・片仮名）又はローマ字で表示した名称（例：薩摩芋→さつまいも、サツマイモ、Satsumaimo等）
 - (2) 辞典、新聞、ウェブサイト等の記載を総合的に勘案し、農林水産物等の種類一般を指称すると認められる名称

第 2 法第29条第 1 項第 2 号ロ該当性の基準等

1 法第29条第 1 項第 2 号ロ該当性の基準

- (1) 法第29条第 1 項第 2 号ロに規定する「登録商標」の該当性を判断するに当たっては、商標登録出願に係る審査中の出願商標（当該商標登録出願が、法第 23 条第 1 項に規定する締約国となる国から法第24条の規定による公示に係る情報の提供を受けた日（当該日以後の日とすることについて締約国となる国と別段の定めがある場合にはその定められた日）前のものである場合に限り、かつ、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でされた場合を除く。）に留意するものとする。

- (2) 商標、商品及び役務の類否の判断は、原則、商標審査基準に従うものとし、指定対象特定農林水産物等の名称の指定は、その全体を一体不可分のものとして行われることに鑑み、当該名称と当該登録商標とを総合的に考察して、両者に混同のおそれがなく類似しないと認められる以下の場合には、法第 29 条第 1 項第 2 号ロに該当しないものとする。

ア 当該登録商標に識別力のある図形が含まれる場合や、その文字に顕著な装飾が施されている等、その商標としての識別力が指定対象特定農林水産物等の名称ではなく、当該図形・装飾等から生じていると認められる場合

イ 当該登録商標に指定対象特定農林水産物等の名称と同一又は類似の文字以外の文字が含まれており、その商標としての識別力が当該名称と同一又は類似の文字部分以外から生じていると認められる場合

ウ ア及びイに掲げるもののほか、指定対象特定農林水産物等の名称と登録商標とに混同のおそれがないと認められる場合

- (3) 審査官は、商標、商品及び役務の類否の判断に疑義があるときは、特許庁に対し、照会を行うものとする。

2 法第29条第 2 項該当性の審査

- (1) 商標権者又は専用使用権者の承諾の有無の審査は、商標権者等の承諾を証明する書面によって行うものとする。
- (2) なお、審査官は、特許庁に対し、商標権及び専用使用権の設定状況について、照会を行うものとする。

第3 法第29条第1項第2号ハの該当性の基準等

以下の場合、法第29条第1項第2号ハに該当するものとする。

- 1 指定対象特定農林水産物等の名称が締約国の同等制度により保護される名称でなくなった場合
- 2 指定対象特定農林水産物等の名称が締約国との条約その他の国際約束において保護されなかった場合
- 3 指定対象特定農林水産物等の名称が、動物又は植物の品種名と同一の名称であって、指定対象特定農林水産物等の生産地について需要者に誤認を生じさせるおそれがあるものである場合
なお、需要者に誤認を生じさせるか否かの判断に当たっては、指定対象特定農林水産物等の生産地以外の地域における当該品種の生産実態を考慮するものとする。
- 4 指定対象特定農林水産物等の名称が、他人の商品等表示（不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示をいう。5において同じ。）として需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の名称であって、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものである場合
- 5 指定対象特定農林水産物等の名称が、他人の著名な商品等表示と同一又は類似の名称である場合

第4 既に登録又は指定を受けている特定農林水産物等の名称と同一の名称の取扱い

指定対象特定農林水産物等の名称が既に登録又は指定を受けている特定農林水産物等の名称と同一の名称の場合、当該指定対象特定農林水産物等の名称が、法第29条第1項第2号イからハまでに該当しないのであれば、指定することができるものとする。

ただし、この場合においては、慎重に判断を行わなければならない。

第5 その他

第1から第4までの指定対象特定農林水産物等の名称の審査に当たっては、当該名称の音訳（外国語の発音の和文表示を言う。）及び漢字表記の字体の使用実態等を踏まえて慎重に判断するものとする。

別添 2

指定対象特定農林水産物等審査基準

第 1 農林水産物等該当性の基準

- 1 指定対象特定農林水産物等が次のいずれかに該当する場合には、農林水産物等には該当しない。
 - (1) 食用の農林水産物、観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚、真珠、飼料（農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものに限る。）、漆、竹材、精油、木炭、木材、畳表、生糸のいずれにも該当しない場合
 - (2) 酒類（酒税法第 2 条第 1 項）の場合
 - (3) 医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 1 項）、医薬部外品（同条第 2 項）、化粧品（同条第 3 項）又は再生医療等製品（同条第 9 項）のいずれかである場合
- 2 審査官は、前記 1・(3) の判断に当たっては、指定対象特定農林水産物等が薬効を謳った場合に医薬品等に該当しうる可能性がある点に留意しなければならない。
- 3 なお、前記 1・(2) 又は (3) の判断に疑義があるときは、審査官は、国税庁又は厚生労働省に対し、照会を行うものとする。
- 4 審査官は、指定対象特定農林水産物等が法第 3 条第 2 項の規定に基づき農林水産物等の区分を定める件（農林水産省告示第 1395 号）のいずれの区分に該当するかについては、締約国となる国における区分に相当する情報等を踏まえ、慎重に判断するものとする。

第 2 法第 29 条第 1 項第 1 号該当性の基準

農林水産物等の区分、生産地、生産の方法、特性を総合的に勘案し、指定対象特定農林水産物等が、既に登録又は指定を受けた特定農林水産物等と同一と判断できる場合（例：一つの農林水産物等について生産地の範囲を争っている場合）には、法第 29 条第 1 項第 1 号に該当する。